

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■この通信は、仮処分申請の主体である以下の「大飯・高浜仮処分福井支援の会」を支援するために「裁判の会」が発行するものです。

■「大飯・高浜仮処分福井支援の会」 代表：今大地晴美、副代表：水戸喜世子
事務局：〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黑 29-1-1 松田正（090-2037-9322）

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先（可能ならば 1 口 2000 円以上でお願いします）

口座名：大飯・高浜仮処分福井支援の会 口座記号：00750-1 番号：101200

▲以下の「裁判の会」のホームページにも仮処分関連の情報をアップしています。

▲ホームページ：http://adieunpp.com



4 月 14 日 福井地裁 仮処分決定 「やったー！」

司法が原発止めた！

午後 2 時 5 分、福井地裁の表玄関前に 400 人以上の関係者が待ち構える中、小雨の中を申立人の今大地さんと藤川弁護士が駆け足で階段を下り来る。今大地さんの第一声「やったー」の声でまず正面の支援者から歓声が上がる。勝利旗の「司法はやっぱり生きていた」と「司法が原発を止める」が同時に掲げられると、さらに多くの支援者による大きな声援と拍手が沸き起こる。一斉にカメラのフラッシュが炊かれ、一時（いっとき）騒然となるとともに、左右からカメラ目線の要望があり、右から左へ、左から右へと勝利旗が何度も掲げられる。そのたびに大歓声が巻き起こる。そして、河合弁護士が仮処分命令の主文「高浜原発 3, 4 号機は運転してはならない」と読み上げると最高潮に達した歓声が裁判所前に響き渡った。



旗が回るたびに大きな歓声！

続いて海渡弁護士が「理由書（要旨）」に基づき内容を報告。それは新規制基準を真つ向から否定するとともに、（仮処分決定に際して申立人が負担する）担保金の必要性をも否定するものであった。その後、井戸弁護士、笠原弁護士、申立人の今大地さん、水戸さん、松田さんらが高まる思いを発言。2 時 30 分で移動時間になったところで、支援者の皆さんから「がんばろー三唱」の呼び声があり、裁判の会・奥出の音頭で支援者そろって大きな声でガンパローを福井地裁前に轟かせた。（文責：事務局奥出さん+編集子）

◆地裁前でのコメント◆

●河合弁護士

全面勝訴です。考える最高の判決です。主文は・債務者は、福井県大飯郡高浜町田ノ浦 1 において、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。

・申立費用は債務者の負担とする。

仮処分の際に普通、必要な保証金はゼロ。
最高の判決です。内容的には海渡から説明します。

●海渡弁護士

重要な点は規制基準について合理性が無いということをはっきり言っています。規制委員会に対してこの間の基準適合性審査にレッドカードが突き付けられた。そういう決定であると思います。弁護団声明を読み上げます。

◆高浜原発 3・4 号機運転差止仮処分命令を受けての弁護団声明◆

福井地裁は、本日、関西電力に対し、高浜原発 3・4 号機の運転差止めを命じる仮処分命令を発令しました。

高浜原発 3・4 号機については、規制委員会が設置変更許可を出しましたが、本命令によって再稼働することはできなくなりました。

司法が現実に関西電力の再稼働を止めた今日という日は、日本の脱原発を前進させる歴史的な一歩であると共に、司法の歴史においても住民の人格権ひいては子どもの未来を守るという司法の本懐を果たした輝かしい日であると思います。

もっとも、原発が人格権という最も重要な権利を侵害するものであることは、既に昨年 5 月 21 日の福井地裁判決が明らかにしていたところであり、この判決を無視して国と電力会社が原発の再稼働を進めようとしたことは、露骨な司法軽視であり、三権分立という日本の統治制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題であると考えます。

本命令は、このような国と電力会社による暴挙を正したものといえますが、国と電力会社は、今度こそ司法の判断を厳粛に受け止めるべきです。

国と電力会社に対し、本命令を機に、福島原発事故という現実を直視し、高浜原発 3・4 号機のみならず、すべての原発の再稼働を断念し、脱原発に舵を切ることを強く求めます。

2015 年（平成 27 年）4 月 14 日
脱原発弁護団全国連絡会、大飯・高浜原発差止仮処分弁護団 共同代表 河合弘之・海渡雄一

●海渡弁護士

もちろん我々は勝てるというふうに思っていました。が、昨年の福井地裁の判決ではまだ規制委員会の審査が進んでいる途中でした。今回、規制委員会の基準適合性審査が終わっていることをふまえて差止めという判断、その中で規制委員会の基準適合性審査の基準が合理的なものでないとはっきり断じたということは非常に大きな意義がある。日本中の原発の再稼働に決定的な影響を与える決定ではないかと思っています。

●河合弁護士

弁護団共同代表としては、めちゃくちゃ嬉しい。ほんとに嬉しい。今日この日のために闘ってきた。でも高浜だけでは止まりません。大飯も川内も勝ちます。日本中の原発を止めて、日本から原発をなくすようにがんばります。みんな、がんばりましょう。

●水戸喜世子（申立人）

申立人の一人、水戸です。私の家は高槻で、大飯原発は真北に 80 キロのところにあります。ところが、福島であれだけの事故が起きました。それでも政府は一向に原発を止めようとしません。再稼働ありきの路線を突っ走っています。大変不安になりました。このまま原発を運転し続けていたら、私たちの未来の子どもは破滅です。そういう思いで私はこの仮処分の申立人になりました。実は昨日から眠れな

いくら緊張していて、どういう決定が出るのか・・・よい決定が出ると信じていましたが、それでも緊張し続けていました。そしてこの瞬間を迎えられたということは、本当に私の一生に 1 回あるかないかということです。こんな素晴らしい瞬間を皆さんと一緒に迎えられたということをしごく嬉しく思います。

今、海渡弁護士がおっしゃったように、これは私たちの第一歩です。規制委員会に対して No! を突きつけたということは、規制委員会のやっていることは全部でたらめだということです。それを司法の判断としてはっきり宣言してくださったことは私たちにとって勇気 100 倍！これからも原発の廃炉に向けてがんばりましょう。

●井戸弁護士

弁護団の井戸です。いま要旨を確認しましたが、この決定は今の耐震基準を根本的に見直し、耐震基準を大幅に上げなければだめだと言っています。そういうことを今の規制基準はしていない。今の規制基準は合理性がないということを断言しています。この問題は日本中の原発に関わる問題ですから、この決定の影響力というのは非常に大きいと思います。関西電力はいくら今後の手続きを進めても、この仮処分決定が取り消されない限り、高浜 3、4 号機を動かすことはできません。司法の力で現実に原発を止める…ほんとに「前代未聞」…歴史的な日です。そういう日にそういう場に立ち会えたことをとっても幸せに思います。

そして、樋口裁判長は後任に（この仮処分申立て）事件の処理を委ねてもよかった。だけど自分がやるという強い意志でこの決定をされた。この樋口裁判官の責任感の強さに改めて敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

●松田正（申立人）

申立人の事務局長、松田正と申します。この素晴らしい決定も、あの福島の日まわしい被害があった

からこそ出た決定だと思います。福島で頑張っている皆様、このニュースが伝わりますでしょうか。私たちは勝ちましたが、あなたたちの「仕返し」と言わなくても、本当の決意が伝わっていくと思います。とくに石井さん（金沢に避難の方）とか被ばくされながら頑張っている方、喜び合いましょう。

●今大地晴美（申立人）

皆さんありがとうございます。私、胸がいっぱいで言葉が出てこないです。世界で一番、原発が集中立地しているこの福井県の福井地裁でこういった決定が出されたことは、ほんとうに意義が深いと思います。私たち申立人は言葉にならないくらい喜びにあふれています。こんな私たち普通の暮らしをしている市民の想い・運動が、こういった形で報われたことに喜びを感じています。私たちも社会を、歴史を変えることができるんだと、心から感激しています。

●笠原弁護士

大飯原発差止め訴訟の本訴の弁護団事務局長をやっております。笠原と申します。この差止め仮処分の弁護団にも入っております。

皆さんご存じのとおり、昨年 5 月福井地裁で歴史的判決を言い渡しました。そして、その後の大津地裁決定は規制委員会の設置許可申請が出ていないこ



福井地裁前 全国から多くの支援者が参集！

とから保全の必要性こそ否定しましたが、原発の危険性そのものについては、福井地裁の判決と同様の認識に立っています。むしろ保全の必要性を否定したのは、まさかこんな危険な原発を許可するはずがないというものなんです。したがって大津地裁も事実上、規制委員会に慎重な審査を要請したものと言えます。それにもかかわらず、関電も規制委員会もこうした声に耳を傾けませんでした。

今回の決定は、全国、さらに全世界の人々の人格権を尊重する観点から当然の決定と言えます。その一方で、私は敦賀で弁護士をするものですが、原発停止が地域経済に影響を与えるものであることも認めざるを得ません。

しかし、今回の決定に至る一連の司法判断が明らかにしたことは、地域振興のために必要なことは「原発再稼働」という非現実的な手段、絵に描いた餅に頼るのではなくて、地域の恵み、森林、港、そういったものを十分生かしてこそ、地域振興を実現できるということです。今後も皆さんとともに脱原発、そして原発に頼らない地域社会に向けて頑張っていきたいと思います。

◆記者会見・報告集会◆

(15 時より福井県国際交流会館地下多目的ホール及び 3 階特別会議室にて。司会進行は鹿島弁護士)

●鹿島弁護士

最初に弁護団共同代表の河合弁護士の方からご挨拶させていただきます。

●河合弁護士

申立人及び弁護団にとって今日の日を迎えることができたことは、本当に大きな喜びと同時に大きな責任を感じています。これを機に日本中の原発を全部止めて、廃炉に追い込まなければいけないという気持ちを新たにしております。

(ここで弁護団声明を読み上げる。内容は福井地裁前のものと同様。読み上げが終了すると場内から大きな拍手と歓声)

●水戸喜世子(申立人)

申立人を代表しまして水戸喜世子からご挨拶を申し上げます。私は高槻に住んでおりますので、「次の大変な事故が起きるのは福井なんだ」という心配を持っていました。

福島はまだ収束しない事故、福島の人たちのあの苦労をみるにつけ、何の反省もない再稼働にまっしぐらの政治の現状には、絶望に近い思いを持っていました。ある意味で、この国には正義も法も何もないんだという思いまでもっていて、福島のあれだけの事故が起きて、まだ原発が止まらないってことに対する絶望感は、本当に大きかったです。

それに対して去年の福井地裁で、樋口さんはああいう判決を出してくださって、一抹の光明を見た思いがしました。まだ日本は捨てたもんじゃない。行政は本当にでたらめだけれども、司法にまだ良心が残っているということに、私は光を見出した思いがします。そうでなかったら、この国は無法国家、何でもありの国家だってふうに、私は半ば思っていました。でも、それをくい止めてくれたのは樋口さんです。

河合さんが「仮処分をやろうじゃないか」とって呼びかけてくださって、私はすぐ乗りました。何でもいから、とにかく止めたい。行政がだめだったら司法の力を借りたい。そういう思いで私は原告(申立人)に娘と一緒に名を連ねました。私は今日、夫の写真を持ってまいりました。夫も息子も本当に喜んでいると思います。皆さんとここで、生きている間にこんな喜びを味わえるということ、本当に私は幸せだと思います。

今日、河合さんがおっしゃったように、決定では規制委員会の基準自体が間違っているということをはっきり言ってくださった。ですから、もう合法的に再稼働するなんて許されない、ありえない。私たちはその論理を日本中に広めていきたい。この樋口さんの出された決定を日本中に広めていって、原発を全部止めたい。それが未来の子どもたちへの私た

ちの最低限の義務だと思います。みなさん一緒にがんばりましょう。

●今大地晴美（申立人）

（申立人声明を朗読）

◆高浜原発3・4号仮処分決定をうけて申立人声明 「山動きたる日来たる」◆

「山動く日来たる」は平塚らいてうが主宰する「青鞥」の創刊号に与謝野晶子が寄稿した一節のなかの言葉です。

わたしたちにとって今日、2015年4月14日はまさに、「山動きたる日来たる」になりました。

昨年5月21日、大飯3・4号差止裁判において原告に勝利をもたらした福井地裁で今日、高浜原発3・4号仮処分の決定が下されました。

原発の裁判の歴史を塗り替えるであろう今日、この日、この時、この場に立ち会うことができたことに感動しています。

そして、4月14日は、普通に暮らす市民のわたしたちでも、社会を変えることができるのだと実感した特別な日となりました。

フクシマの事故は、若狭とその周辺の住民にとって、決して他人ごとではありません。若狭の地は、リアス式海岸のすぐそばまで山が迫りくるオタマジヤクシのしっぽのように細長いところです。

そこに15基もの原発が集中立地している世界に類を見ない場所です。

若狭の原発ごとに半径30キロメートルの円を描いてみてください。

どこかでフクシマのような事故が起きれば、若狭のみならず近隣周辺の府県にもその影響は及ぶのです。

フクシマではいまだに放射能汚染が、幼い子どもたちの体をむしばみ、多くの人々がふるさとを追われてしまいました。

今も12万人もの人々が避難生活をよぎなくされています。

フクシマの人たちのつらくて悲しい記憶は、決して消え去ることはないのだと思うと、ほんとうに心が痛みます。

わたしたちは、未来の子どもたちの世代に放射能汚染という重く大きなツケを残さないためにこれまでも、さまざまな運動に取り組んできました。

そしてわたしたちは今、フクシマの事故が未だに収束していないにもかかわらず、国は再稼働を押し進めているという現実を目の当たりにしています。

高浜3・4号機の再稼働が現実味を帯びてきたとき、立地自治体と周辺地域の住民であるわたしたちは、どうすれば再稼働を止めることができるのかと悩みつけました。

仮処分の申立人になるということは、大きなリスクとそれを乗り越えてでも闘うという強い決意が必要です。

それでもこの仮処分に申立人としてわたしたちは、名前を連ねました。

なんの力も持たない市民のひとりでしかないわたしたちが未来の子どもたち守るために巨大な権力である国と電力会社を相手に、立ち向かう決意をしたのです。

今回の仮処分は河合弁護士をはじめとする弁護団のみなさまの大きなご支援があって初めて、ここまでこぎつけることができました。

みなさまには心から感謝いたしております。

わたしたちは、これから始まる新たなステージで



も、勝利を我らが手にできる日まで闘いぬくつもりです。

全国各地で差止請求や仮処分の裁判でたたかっていらっしゃるみなさま。今日の福井地裁の決定は、みなさまがたにとってもきっと大きな力となることでしょう。

そして日本中に大きな喜びと感動をもたらしてくださった、樋口裁判長をはじめとする裁判官のみなさまには、どんな言葉でもってしても表しきれないほど感謝しています。

最後にこれまでわたしたちを支え応援してくださったみなさまに、感謝いたしますとともに、これからも温かいご支援をよろしくお願いいたします。

高浜・大飯仮処分申立人一同

●中畠哲演(「福井から原発を止める裁判の会」代表) 皆様ご苦労様です。

「真に理想的なことは、真に現実的なことでもある」と、哲学者の誰かが言っていたように思います。理想と現実が乖離するというのが世の常でもあるんですけれども、今日この日、理想と現実が一枚になった素晴らしい決定を私たちは手にすることができました。皆さんとともに喜びを分かち合いたいと思います。

昨年の福井地裁の判決を得る前に、福島で被災された浅田さんや木田さんに意見陳述をしていただきました。今日も浅田さんがみえているんです。何よりも、被災されたすべての福島の皆さんとともに、今日の喜びを共にしたいと思っております。ありがとうございます。

「裁判の会」自体としてなかなか、非常な勇気と困難を伴う仮処分申立てに対して、私たちは十分な支援をできないままでしたが、でも、今日のありがたい日を迎えることができたことを感謝しております。

今日の決定を迎えた 9 人の原告団（申立人）それぞれ、支えていただいた弁護団の構成自体の中に、日本の現在の原発を取り巻く状況とそれに対する運動

の広がりが見事に反映していることに注目していただきたいと思います。9 人の原告の一人は今大地さん。15 基の原発が集中している若狭＝福井県南部のただ一人の代表として申立人になりました。あと二人は松田さんと石森さんという福井の嶺北＝北部の市民の皆さんが献身的に（これはお二人だけでなく）支えていただいたわけです。あとの 6 人はじつに京都、大阪、神戸から二人ずつ、それぞれ原告になっていただいているのです。若狭の原発、今日まで半世紀近くにわたってこの 15 基体制が構築されてきたプロセスと現状というのが、じつはこの原告団の構成の中に反映されているとみています。弁護団にいたっては、先ほどからの全国的レベルでの脱原発弁護団全国連絡会の全面的な支援を得ることによって、この仮処分を応援していただいております。

先だっっての大阪 3 月 8 日の 3500 人の集会で、私はこういう喩話をいたしました。1500 万人という関西広域圏の住民を擁する地域、これが逆ピラミッドとなって、その全重量をかけて、たった 15 万人の狭い狭い若狭の地域に突き刺さっている。そういう図柄をちょっとイメージしていただいただけませんかと申し上げたんです。

もちろん今日まで原発を国策としてあるいは原子力村が推進してきた、そこに元凶はあります。根本的責任はそこにありますけれども、同時に、福島以前に、司法も行政も立法も、そしてメジャーな国民、都市住民を含めて、必ずしも原発に異議申し立てしてこなかったと思うんです。そういう意味で、今回のこの決定を通して、私は原子力村の人たち電力会社の人たちにむしろ、こういうふうに呼びかけたいです。「あなた方が、この決定に背いて理不尽な横車を押して、再稼働に暴走していくならば、国民や消費者の反発を受けるだけでしょう。でも、謙虚にこの決定を受けていただいて再起して、脱原発の方向に向けて第一歩を踏み出していただくならば、どれほどの国民や一般消費者の共感と支持を得られるか分かりませんよ」と。

水戸さんが危機感を言われていました。私自身の危機感は、もし再稼働を許し、連鎖的に次から次から再稼働を許していくならば、第 2、第 3 の福島（事故）は必然だと思っているんです。これを何としても未然に防いでいきたい。広島から長崎…その愚を、今度は福島…第 2 の福島として繰り返すような愚は、何びとたりとも許されないと思っているわけです。そういう意味で、先ほどから紹介しました広範な運動と世論が広がってきています。これをむしろ、責任の元凶である当事者たちにも広く呼びかけて「あなたたちを国民も共感し支持をするからもういい加減に原発を卒業していいじゃないですか」と、そのことを強く呼びかけていきたいと思っています。単に「福井から原発を止める裁判の会」がこの仮処分支援を支援するという範囲にとどまらない、今日ここに結集していただいた皆さんに広範なご支援、ご協力を得ていく中で、ただの一基も再稼働を許さない。現実にもう 2 年近く稼働ゼロなわけです。だからこれをあと 1 年、2 年（これが正念場です）この 1 年、2 年の再稼働を許さなければ、原発ゼロの社会に日本は必ず踏み込めることができる。そういうことを私は確信しています。

●鹿島弁護士

では、決定文の内容の説明に移らせていただきます。決定文全文は脱原発弁護団全国連絡会のホームページにもアップしてあります。説明は海渡弁護士からお願いします。

●海渡弁護士

弁護団共同代表の海渡です。今日は脱原発にとっても記念すべき日ですし、日本の司法が現実に関わりつつある原発を止めたその日、この決定の場に立ち会ふことができ、私なりに 34 年間、原発と関わってきて感無量としか言いようがありません。

今日の決定、樋口裁判長だから勝てることは間違いないと思われたかもしれませんが、前の福井地裁判決とどういうふうに違うのだろうか、どういうふ

うに発展しているのだろうか、というところに皆さんは興味があるのではないかと思います。

基本的に同じ裁判長が出す判決ですから、枠組みとしては変わってないとも言えますが、たくさんの点においてより緻密になり、より進展している…明らかに進化した決定になっていると思います。

福井地裁の判決を良く読まれている方でしたら、冷却機能の維持と閉じ込める機能の維持の両方を問題としており、冷却機能の維持についてはクリフエッジを超える地震が起きるか、基準地震動を超える地震が起きるか、基準地震動を超えない地震動でどんな危険があるのか、の 3 つのケースに分けてられていたと思うのですが、要旨の中ではこの中のクリフエッジを超える地震云々の部分がなぜか載っていませんが、決定文の中にはそのことも載っています。

そして福井地裁の判決について、推進派の人たちの様々な反論について、樋口裁判長の反論が 23 頁あたりに書いてあります（编者注：一例として「また、地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成 23 年 1 月にまとめた長期予測では福島第一原発の付近で震度 6 以上の地震が今後 30 年間に起こる確率は 0.0 パーセントとされていた（債権者第 2 準備書面・31、32 頁参照）」など）。

それから基準地震動を超えるが 973.5 ガルに至らない地震については、イベントツリーに記載されている対策が有効性を持たないということが、縷々書かれているわけですが、一番肝（きも）にな



る部分は 28 頁以下の基準地震動の信頼性の部分です。過去 10 年間に基準地震動を超える地震が 5 回起きているということが論理の骨格になっています。しかし、この部分について前回の判決の場合では、実績において間違えたでしょうというのがポイントだったわけです。ところが、この決定の 31 頁のところで次のようにまとめられています。これは重要な点です。「万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる。」と言っています。ここが、この隣にいる内山さんがずっと言い続けてきたことです。ようやく認められたところです。

で、原子力規制委員会は 16 個の地震を参考にして、今後起こるであろう震源を特定せず策定する地震動の規模を推定しようとしているわけですが、「この 16 個の地震のうち最も大きな地震をこのような理由で考慮しないまま、本件原発に今後起こるであろう地震動を想定したことは恣意的であり、少なくとも客観性に乏しいものといわざるを得ないのであって、この点においても本件原発の基準地震動の信頼性は薄い」としているわけです。この部分はかなり決定的で、日本中の原発がだめだという理屈なんです。それははっきりと認めてくれたということで、後から内山さんから補足していただきます。

さらに重要な点は、入倉孝次郎さんという全国の原発の基準地震動の策定に深く関わった方で Mr 地震動というそういう方なんです、その方が新聞記者の取材で語った言葉が引用されています（以下、決定文の一部）。

「基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。」「私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。」と答えている（甲 1 11）。確かに、証拠（甲 2 25、乙 1 3）によれば、

本件原発においても地震の平均像を基礎としてそれに修正を加えることで基準地震動を導き出していることが認められる。万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難い・・・」

つまり平均像ではだめですよ、ということ言ってくれたということで、この部分が日本中の原発推進に決定的に重要な影響を与えるであろうと思われます。これが他の裁判所でも受け入れられていけば、すべての原発は止まっていくことになる。地震列島にあるすべての原発は動かせなくなる・・・そういう論理がこの裁判所によってはっきり示されたと言えます。前回の判決では理論的なこと云々については科学者の議論に委ねるとされていたわけですが、その部分が実績のみならず、理論面でも信頼性を失っているということになるわけです。

また 32 頁では、中央防災会議による「地表に現われた地震断層は活断層に区分されるものもあるが、M（マグニチュード）7.3 以下の地震は、必ずしも既知の活断層で発生した地震であるとは限らないことがわかる。」という指摘を取り上げています。ということで今、規制委員会はマグニチュード 6.8 までしか想定しなくて良いとしています。震源を定めない基準地震動のマグニチュードについても問題があるということを言っています。

それからですね、実際に耐震補強というのはどの程度されているのかということについて裁判所は大変興味を持っていて、求釈明なども行ったのですが、その求釈明を踏まえた結果が 33 頁に述べられています。ここでは、格納容器及び圧力容器を含む躯体部分は対象となっておらず、配管についてもその厚みを増すなどの工事ではなく、配管の支えを補強するなどの工事にとどまっていることを指摘し、耐震性を高めているのではなく、「安全余裕を吐き出しているだけであるにもかかわらず債務者は耐震安全性が高まったかのような言動をとっているとして、債権者らはこれを詐欺に等しい」というこちら側の主

張をその通りだと認めています。この部分も耐震補強をしてますと言っているけれど、かなり怪しいよということをはっきり認めています。

次に 38 頁にいきます。700 ガルを下回るような地震動の場合に施設の損壊の危険があるかどうかについてです。この部分について債務者（関電）は、主給水系は安全上重要な設備ではないと言っています。これは原発のことをやっていたひとならば、ずっと考えてきたことではあるのですが、本来原発というのは主給水によって冷却機能が維持されるはずであり、ここが簡単に壊れてしまっているというのは理解に苦しむ、ということです。このように書かれています。「多重防護とは堅固な第 1 陣が突破されたとしてもなお第 2 陣、第 3 陣が控えているという備えの在り方を指すと解されるのであって、第 1 陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の意義からはずれるものと思われる。」これはなかなか良い表現だと思いますね。その通りだと思います。

それから基準地震動の意味付けですけれども、基準地震動を超えた地震が起こったところは、高浜とは地域差があるんだと関電は言っているわけです。これについても 39 頁で非常に理路整然とした論調で語られています。つまり「これらの主張の根拠はそれ自体確たるものではないし、我が国全体が置かれている上に述べた厳然たる事実（編者注：日本が 4 つのプレートの境界にあること）の前では大きな意味を持つことはないと考えられる。各地の原発敷地外に幾たびか到来した激しい地震や各地の原発敷地に 5 回にわたり「到来した基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎないといえる。さらに、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざる

を得ない。」としています。非常に説得力があると思います。

ここで冷却機能の話から閉じ込め機能の話になるわけですが、これについては福井地裁の判決にも出ていたことですが、具体的に福島で使用済み核燃料の冷却ができなくなる恐れがあったということを 40～41 頁あたりで詳しく論じています。我々が助かったのは僥倖（ぎょうこう）なんだと言っています。「4 号機の使用済み核燃料プールが破滅的事態を免れ、上記の避難計画が現実のものにならなかったのは僥倖といえる。」と書いてあります。

それから 42 頁で、「4 号機の使用済み核燃料プールが建屋内の水素爆発に耐えて破断等による冷却水喪失に至らなかったこと、あるいは瓦礫がなだれ込むなどによって使用済み核燃料が大きな損傷を被ることがなかったこと（甲 1・159 ないし 161 頁、甲 19・215 ないし 240 頁）は誠に幸運と言うしかない。」としています。今、我々がこの日本の国土で暮らしていけるのは、本当に偶然が重なって最悪事態にならなかったおかげなんですよと言っているわけです。これも非常に分かりやすい言葉で述べていると思います。

それから全交流電源喪失についても、核燃料は全交流電源喪失から 5 時間余で炉心損傷が開始すること、使用済み核燃料プールの冷却設備は耐震クラスとしては B クラスであることなどを取り上げています。関電側は、安全余裕があることから実際は基準地震動に対しても十分な耐震安全性を有しているなどと言っているけれど、その安全余裕の考え方は間違っているとしています。また、「本件使用済み核燃料プールにおいては全交流電源喪失から 2 日余で冠水状態が維持できなくなる（甲 154・15－13 頁）。我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼすにもかかわらず、全交流電源喪失から 2 日余で危機的状态に陥いる。そのようなものが、堅固な設備によって閉じ込められていないままいわばむき出しに近い状態になっているのである。」と述べています。まさにこの通りなのですね。最近、ヨーロッパなどで作

られている原子炉はこういう問題にも対応しているんですけども、そのようなことも踏まえて非常に高いレベルの安全性が求められるんだということをはっきり言っているわけです。

そして 43 頁の小括のところにいいことが書いてあります。「使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要することに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。」と述べています。

基準地震動についても見直しをしない、こういう閉じ込め機能についても見直さないままで再稼動を認めるというのはまさに、ここに言われているようなことが理由ではないのか、と言い切っているわけです。

この全体のまとめとしての 45 頁と 46 頁の部分も極めて重要です。原発の安全施設・安全技術には多方面にわたる脆弱性があるとして、以下の 4 点の対策が行われなければ、原発の脆弱性は解消できないとしています。

- ① 基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する。
- ② 外部電源、と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性を S クラスにする。
- ③ 使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む。
- ④ 使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性を S クラスにする。

つまり、ここまでやれと言っているわけです。

さらに次の点も指摘しています。「中央制御室へ放射性物質が及ぶ危険性は耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要棟の設置の必要性を裏付けるものといえるのに、これらのいずれの対策もとられていない（債務者主張書面（5）、債権者第 6 準備書面参照）」ということで免震重要棟がまだないじゃないかということをはっきり指摘しています。

ということで最終的なまとめの部分が 45 頁です。ここで新規制基準に求められる合理性ということで、伊方最高裁判決が引用されています。「この（編者注：原発のこと）設置変更許可をするためには、申請に係る原子炉施設が新規制基準に適合するとの専門技術的な見地からする合理的な審査を経なければならないし、新規制基準自体も合理的なものでなければならないが、その趣旨は、原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼす等の深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、このような災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、十分な審査を行わせることにある（最高裁判所平成 4 年 10 月 29 日第一小法廷判決（民集 46 巻 7 号 1174 頁、伊方最高裁判決）参照）」というは伊方の最高裁判決そのままです。つまり今回の決定が伊方最高裁判決にのっとっているということを言っているわけです。そしてさらにこの決定では次のように続けます。「そうすると、新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。しかるに、新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。」と述べています。さらに「原子力規制委員会委員長の「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない。」という川内原発に関しての発言は（債権者第 2 準備書面 11 頁、甲 129・54 頁参照）、安全に向けてでき得る限りの厳格な基準を定めたがそれでも残余の危険が否定できないという意味と解することはできない。同発言は、文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できるとい

うことになる。」ということです。そのようなことから、で申立人の訴えを認めるという結論になるわけです。

ということで、このように鋭いけれど分かりやすい「樋口節」で全文が書かれているわけです。1 年前と比較してますます論理が研ぎ澄まされてきているということが分かっていただけだと思います。この判決そのものの持っている説得力が国民全体に広まっていて、規制委員会、国、国会議員にも分かっていたきたい。これを読めば、我々がどんなに危険なところに立っているのか、再稼動を認めることがいかに大きな問題なのかが分かっていたのではないかと思います。

宝物のような決定をいただいたのですから、これを大切に守りながら、再稼動を認めさせないようがんばっていききたいと思います。

●鹿島弁護士

では、今回の仮処分がどういった法的意味を持つかについて、川内の仮処分も担当されている内山弁護士より説明をお願いいたしますが、平均像問題については話さないでください。長くなりますので。

●内山弁護士

今回の決定の意味はもう既に皆さんにも十分ご理解いただいていると思いますけれども、これで再稼動できないということです。昨年の福井地裁判決後も関電は再稼動しようとしていましたけれども、今度の決定は仮処分ということで、「止めることができる」というそういう決定です。これが覆されるまでは決定の効力がありますので、再稼動はできません。次の手続きとしては保全異議というのがあって、同じ福井地裁で行うことになりますが、ここでも私たちは全力を投入したいと思っています。

で、平均像の問題も語っていいかなと思いますので一言（場内から笑い）。原発の耐震設計というのは最大の揺れに基づいては行われていません。例えば、ある断層から地震が来ます。その地震の平均的な揺

れ・・・最大の揺れではなくて、平均的な揺れで計算しているんです。許されると思いますか、こんなことが。平均ですよ。平均を超えることはいくらかもあるという、先ほどの入倉さんコメントの引用が紹介されました。まさにその通りなのです。それを今まで何で隠してたんだ、あんたは、と言いたいですね・・・（横にいた只野弁護士が内山弁護士著『原発地震動想定の問題点』（七つ森書館）を手渡す。内山弁護士の相好が崩れる）・・・実は私こういう本を出しました（拍手と笑い）。樋口さんも既に読んでいただいていますので、それが決定に影響していると私は思っています・・・（本を横に置いて）・・・そこで、もう平均ではだめだよということなんですね。これは大津地裁の決定でも言われています。大津の決定ではまだちょっと早いということで負けましたけれど、「直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることによどのような合理性があるのか」と述べています。まさにそのことが樋口さんに受け継がれています。

平均からどのくらい外れると思いますか。既往最大の外れ方でも 4 倍ですよ。700 ガルだったら 2800 ガル。でもこれは数十年の間での知見なんです。いまは十二～十三万年の間の最大の地震動だったらおそらく一桁増えます。700 ガルなら 7000 ガルですよ。これが科学的な結論ですよ。相手は何の反論もしませんでした。

今、5 月 20 日の審尋に向けて関電は、新しい証拠として陳述書を書いてきています。でも中身では全く反論になっていません・・・議論したら負けるから、議論しようとしないう・・・（両脇の海渡弁護士と只野弁護士から「そろそろ時間が」と突かれる）・・・これについては明日、金沢の控訴審がありますので、そちらでもやりますので。ぜひこれ（本を再び取り上げて）、読んでいただけるとうれしいです。

この後、山本太郎参議院議員からの訴えがあり、記者会見に入る。記者会見については、記者からの質

問への回答としての今大地さんのコメントのみを紹介します。

●今大地晴美（その 1）

嶺南といえば原発が集中立地していますし、住んでいる人もおおかたの方が推進という方向を示されているのです。でも若狭の人たちは言い出せない想いを抱えて生きています。想いを表に出せない、「見ざる言わざる聞かざる」で暮らしてきた若狭の人の想い、そのために私は嶺南に住んでいる一人として今回の申立人になったという経緯があるんです。

若狭は活断層が本当にたくさん有ります。他の原発立地地域に比べても、非常に多くの活断層を抱えています。活断層が有るというだけで本来はその上に原子力発電所の建屋を建ててはいけないことになっています。それなのに、今 15 基もの原発がある。今度は福島事故が有ったにもかかわらず国が再稼働を進めようとしている。

その中での今日の決定です。「基準値を全部改めなさい、これでは駄目ですよ」と言ってくれたことは、私たち若狭に住む人間にとっては、「ここは本当に危ないんだ。地震が来たら危ないんだ。原子力発電所は怖いんだ。」と声を出してもいいんだ。住む私たちが言ってもいいんだということを、樋口裁判長の決定は、私たちに伝えてくれたと思います。もっと多くの人たちが、こうやって原発のことを声に出していけるような若狭の町にしていきたいと思っています。

●今大地晴美（その 2）

必ず言われるのが「リスクの上の経済性」です。経済も雇用も成り立っていました。

でも今、原発…動いていませんよね。それでも皆さん暮していけてます。これからは原発に頼らない町づくりと、原発に頼らない財政計画を自治体としては考えていかなければならないと思います。

そもそも原発を何千億もかけて造る（それ以上に経済効果があるとおっしゃいますけど）そのお金は

全部、国民の税金を使って、電気料金に跳ね返っています。皆さんが納めているお金で…原子力村の原資って皆さんの国税だったんです。国民の税金が…そう原子の「げんし」は原資。

やっぱり私たちは自分たちの住んでいる町のことをきちんと、住んでいる私たち自身が考え直し、それから、原発に頼らない地域をこれからどうやって作っていくのか一人一人が考えていかなければならないと思います。それは、脱原発を言っている私たちもそうですけれども、推進している皆さんにも一緒になって同じテーブルで、この町を若狭の町をどうやってこれから生きていくのかということを、共に考えるような大きなテーブルづくりを考えていかなければならないと思うのです。

以下、水戸喜世子さん、今大地晴美さん以外の申立人（債権者）のコメントです。

●西村敦子

京都市在住の申立人の西村敦子と申します。

京都では 2012 年の 6 月から毎週金曜日に「キンカン行動」という関電前の抗議行動を毎週やっております。今日は福井地裁前にも多くの京都府民が参加して下さって、本当にありがとうございます。京都の立場で少しだけお話をします。今日のお話の流れでいうと、高浜原発 3, 4 号機再稼働がさし迫った危険であります。これに加えて、高浜原発 1, 2 号機、大飯原発 3, 4 号機、そして美浜原発の 3 号機まで審査に入るという報道がされています。この若狭の原発が再稼働していくと、京都は原発事故の時に非常に強い放射能の汚染にみまわれるということが、汚染予測によってもはっきりしています。おそらく京都府の南の方まで強い汚染にみまわれると思います。

そして、高浜原発から 30km 圏内の、避難計画の策定を義務付けられている人口について、京都府民のほうが福井県の人々より多く、2 倍にものぼると

いう状況にあります。それにもかかわらず京都府は再稼働に対する同意権が国によっても関電によっても認められていない、物申すことができない状況にあります。それは、私たちにとっては死活問題であったわけです。

おととい投開票が行われた統一地方選挙の結果でも、府と京都市の議会で再稼働に反対する議員が賛成する議員のおよそ 2 倍にのぼるという結果が出ています。京都の危険性を考えたら当然のことだと思います。

原発事故の危険性は福島事故からみても一定地域に限定されないことがはっきり分かっています。今日の差止め仮処分の決定というのは京都に住む私たちにとっても、大事故による被ばくを免れることができるという、本当にありがたい決定です。

今日の決定は、人間を大切にすることが重要なんだという価値をあらためて確認していただいた決定でした。これを覆そうとする動きがでてくると思いますが、これに対して頑張って、一緒に闘っていきましょう。

●松本なみほ

兵庫県の神戸市からやって参りました松本なみほと申します。先ほどもお話があったように本当にタイミングが良くこちらの仮処分申立てに参加させていただくことができました。

今日は神戸で原発反対・脱原発運動をしているみんなとバス立てで来ました。バスで一緒の中には、関電への月々の電気代を 500 円台におさえている方、避難者の方々を受け入れて医師の人と子どもたちのエコー検査を続けている方、ガレキに反対している方、あらゆる活動をされている方々と一緒に心をついてこちらに来ました。こういう対面の席ではなく、本当は“円”の感じです。バスで交流できて、ほんとに良かったです。

高浜原発で事故が起こったときに、最短 2 時間で神戸市に放射能が到達するということを、兵庫県知事が議会で言っているんです。それを知っている県

民はそんなにいないのに、皆さんの財産、未来、命が全部かかった、まさに地元なんです。兵庫県だって京都府だって地元なんです。

地元であるのに、「あかん」「やめて」という声を、関西電力はユーザー（お客）である私たちの声をほんとに聞かないんです。関西電力が通わしている電気で暮らしているのは事実なんですけど、福井の皆さんを踏みつけにしてきてしまった面があります。その兵庫県民として、私は今日この裁判の勝ちのところに来さしてもらって、責任をこれから果たしていく。これまで踏みつけにしてきてしまった福井の皆さんと、これから一緒に生き直そうという初日にあたる日です。

ちなみに今日は原発が止まって 577 日目です。もう「原発なくてもぜんぜん OK やん」というのがあたりまえになっています。今後も関電は（国もですけど）再稼働への動きをやってくると思います。だから気を緩めてはいけないと思いますので、これから皆さん円陣を組んで、会うごとに戦略会議をしながら、打ち勝って、そして世界の原発も全部止める勢いでやっていきたいと思います。ぜひ、頑張りましょう。

●水戸晶子

ぎりぎり 9 人目の原告になりました水戸晶子と申します。今日の判決に感動しました。なかでも、樋口裁判長の人間性、ここまで良心を誠実に貫いてくれる裁判長が日本にいらっしゃるというのが一番の感動でした。さきほど弁護団の方からお話がありましたけれど、そういう裁判長は樋口さんだけではない。弁護団のお一人の井戸弁護士、志賀原発を止めた井戸裁判長、そういう方もいらっしゃるって、そういう良心を貫いてくれる、あの…「正義の味方」という裁判長が、これから増えてくれることを期待しています。

私自身は、ここにいる水戸喜世子と水戸巖の娘です。子どもの時に…（スリーマイル島の事故の後だったと思うんですが）小学校のころ東京で「雨に濡

れちゃだめだ」と父親に言われて、「原発はなんか怖いものなのかな」という不安をいだいたのが最初でした。

家族の中では一番普通の…一般人で（会場・笑）育ってきたので、ここにいる皆さんとは多少感覚のずれがあると思うんです。でも何か、普通に考えて 4 年前のあの事故の時は、あの安倍さんでさえ「原発を無くしていく」とはっきり言ってましたよね。それが 4 年しかたっていないのに、いつのまにかベースロード電源で 2 割、必ず増やすことになっていたり、再稼働を進めたりです。原発が二年近く止まって動いてないのに、いつのまにかそういうふう to 持っていられる世の中が怖いと思っています。

私が友人なんかに「原告になっちゃった」と軽いノリで話すと「無駄なことを…」と言われることがあったんです。その時、報道ステーションを降板された古賀さんの最後の言葉を思いました。ガンジーを引いて「あなたのすることのほとんどは無意味であるが、それでもしなくてはならない。それは世界を変えるためではなくて、世界によって自分が変えられないようにするためである」。この言葉は私たちの活動にも言えることだなと感じました。

ちょっとした勇気だと思います。原告になりたい人もなれない人は沢山いたと思うし、原発はおかしいと思っている人は沢山いると思います。何か自分が行動することは、億劫だったり人の目が気になったりすることもあります。私でも原告になれて、ここにいる皆さんとすごい歴史的な瞬間に立ち会えたことは、これから沢山のの人に味わって欲しい感覚だなと思いました。



●高橋秀典

申立人の高橋秀典と申します。私は神戸に住んでいます。ここ福井市が高浜原発から 100km 離れていると聞いたんですけれども、神戸市も 100km です。神戸市に住んでいらっしゃる方の中で何とか若狭の原発のことを自分のこととして考えてもらおうということで、3.11 の後ずっと原発を無くす取り組みをやってきました。でも、「何も変わらないじゃないか」ということをよく周りから言われています。あれだけの悲惨な事故が起きても、政府も変わっていない、国会も変わっていない、社会全体にも変わっていないじゃないか、ずっと言われ続けてきました。

原子力村の影響力が比較的少ない、この裁判所という所、ここはしっかりとその責務をはたして、原発はおかしいと言ってくれた訳です。だから今日からは、本当に 3.11 の事故を踏まえて日本の社会は変わったんだというその一つの重要な例証として、今日の仮処分のことを言える。そう思って非常に嬉しいのです。

社会を変えることができると言えることは非常に嬉しいですが、今日ずっと皆さんの話を聞いていて、もうひとつ「どえらいことになってしまったな」と思っています。それは、本当にこのまま原発を再稼働させないように自分が努力しないと「おまえの責任を果たしたんか」ということを絶えず問われるなあということです。

先ほどから言われていますけれども、実際に社会を変えるのは偉い裁判長ではなくて、一人一人の市民だと思います。自分自身ができることをちゃんとすれば、この社会は変わります。これから、本当にこの原発を止め続けるために、自分に何ができるかということを真剣に考えないと、こういう立場になってしまった以上…（会場、笑）、後悔するなあと思っています。

よく、損害賠償のことで「大変ですね」と言われるんですが、そんなことよりも、自分の責任っていうのは、この決定を有効に全国津々浦々、世界中

に知らせて原発をとめ続ける、その責任の重さの方が「しんどいな」と思ってます。

特に、今大地さんが言われた点。高浜に私は何回か行きましたが「怖いということすら言えない」方たちに、ぜひ今日の決定を見てもらって一緒に考える。そういう話をして、これまで以上に嶺南の人たちと対話をして、一緒に「怖いと言っていきましょう」と話ができたらいいなと強く感じました。

●松田正

私も申立人なので申し上げます。私は福島現地に行って本当に悲しいことをいっぱい体験しました。そういうことが絶対あってはいけない。原発はものすごい悲しみをつくるものだ。そういうことで原発の反対運動に参加しました。チャンスが有って仮処分の申立人にもなれました。

今日出された決定が福島の人たちの少しでも報いになればと思っています。

(文責(2頁からここまで):大阪の徳井さん(テープ起こし多謝!)+編集子)

◆ユーチューブで視聴できます◆

裁判所前での行進から国際交流会館での報告会・記者会見の様子が映像で見られます。

<https://www.youtube.com/watch?v=qsZGWGZT2PE>

(若泉さん、いつもいつも有難うございます!)



本当に沢山の方々が駆けつけてくれました!

高浜原発運転差止仮処分命令

の意味(やさしく解説してもらいました)

弁護士 鹿島 啓一

1 仮処分命令とは

福井地方裁判所は、2015年4月14日、高浜原発3、4号機の原子炉を運転してはならないとする仮処分命令を発令しました。

この仮処分命令は、訴訟の結論を待っている著しい損害が生じるおそれがあるときに仮の地位を定めるもので、本決定は、「本件原発の運転によって債権者らは取り返しのつかない損害を被るおそれが生じることになり、本案訴訟の結論を待つ余裕がな」として、債権者ら(住民側)の仮処分申請を認容しました。

仮処分命令は、通常の判決とは異なり、直ちに効果が生じるため、高浜原発3、4号機は再稼働できない状態になりました。

2014年5月21日の大飯訴訟判決も大飯原発3、4号機の運転差止めを命じましたが、関西電力が控訴したため、判決が確定しておらず、法的には再稼働できる状態であるのと異なります。

これまでの原発訴訟においては、住民側が勝訴した裁判が3件ありましたが(志賀原発金沢地裁判決、もんじゅ名古屋高裁金沢支部判決、大飯原発福井地裁判決)、今回のように仮処分申請が認容されたのは初めてです。

2 いつまで仮処分命令の効果が続くのか

仮処分命令は、暫定的な処分ですが、いつまで仮処分命令の効果(=再稼働できない状態)が続くのでしょうか。少し複雑ですが、①異議等によって仮処分命令が取り消される場合、②執行停止が命じられる場合、③本案訴訟で運転差止請求が棄却される場合のいずれかにならない限り、仮処分命令の効果は続きます。

①関西電力は、仮処分命令に対し、異議を申し立てることが考えられます。この異議の裁判は、高裁ではなく、福井地裁で行われることになります。こ

の異議が認容される場合は仮処分命令が取り消され、異議が却下される場合は仮処分命令が認可されることになります。この異議の裁判に対しては、高裁に抗告することができます。

②このように、関西電力が異議を申し立てても、異議の裁判中は仮処分命令の効果が続くことになります。そこで、関西電力は、異議申立てに伴い、執行停止を申し立てることが考えられます。執行停止は、異議等の結論が出るまでの間、一時的に仮処分命令の効果を停止させる裁判です。もっとも、この執行停止は、極めて厳格な要件の下でしか認められておらず、本件で執行停止が命じられる可能性はほとんどないと考えられます。

③まだ本案訴訟は提起されていませんが、仮に、本案訴訟で住民側の運転差止請求が棄却され、この判決が確定してしまうと、仮処分命令は取り消されます。また、請求棄却判決が上訴により確定していない状態であっても、仮処分命令が取り消される場合もあります。そのため、関西電力は、住民側に本案訴訟の提起を求めて、起訴命令を申し立てることが考えられます。起訴命令が定める一定期間内に本案訴訟を提起しない場合は、仮処分命令は取り消されるため、住民側は、本案訴訟を提起することになります。

以上のように、仮処分命令の効果が失われる場合を説明しましたが、要は、関西電力が逆転勝訴しない限り、仮処分命令の効果（＝再稼働できない状態）が続くと考えて頂ければと思います。

3 本決定の内容

本決定の内容は、素晴らしい内容であった大飯訴訟判決をさらに進化させた内容となっています。いくつか簡単に紹介します。

まず、①本決定は、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。」「新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できるという

ことになる。」と判示し、新規制基準の合理性を否定し、新規制基準に適合しても、安全性は確保されないことを明らかにしています。高浜原発 3、4 号機のみならず、川内原発 1、2 号機も新規制基準に適合したとされていますが、田中俊一原子力規制委員会委員長の発言からも明らかなおおり、新規制基準に適合しても安全性が確保されているとはいえません。

次に、②本決定は、「万が一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる。」と判示し、本件原発の基準地震動の信頼性を否定しました。このように、過去の地震の平均像を基に策定されているにすぎない基準地震動を超える地震が起こることは当然であり、私たちは、内山成樹弁護士を中心として、このことを最も重要な問題として主張してきました。基準地震動が過去の地震の平均像を基に策定されていることは、本件原発に限らず、日本のすべての原発に共通する問題です。

次に、③本決定は、「本件原発の運転開始時の基準地震動（S2）は 370 ガルであったところ、安全余裕があるとの理由で抜本的な耐震補強工事がなされることがないまま、550 ガル（Ss）に引き上げられ、更に新規制基準の実施を機に 700 ガル（Ss）にまで引き上げられたことが認められる。」「安全余裕は構造物の安全性を脅かす不確定要素の程度を意味するのであり、安全性の高さを示す概念ではないから、構造物の完成後において安全余裕の存在を理由として基準が引き上げられるようなことはあってはならないはずである。」と判示しています。各地の原発で基準地震動が引き上げられていますが、本件原発と同じように、抜本的な耐震補強工事がなされないまま安全余裕の吐き出しが行われているにすぎないと考えられます。

次に、④本決定は、「債務者は本件原発の安全設備は多重防護の考え方に基づき安全性を確保する設

計となっていると主張しているところ、原発の安全性を確保するためには多重防護の考えに立つことが不可欠であることに異論の余地はないことであろう。しかし、多重防護とは堅固な第1陣が突破されたとしてもなお、第2陣、第3陣が控えているという備えの在り方を示すと解されるのであって、第1陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の意義から外れるものであると思われる。」と判示し、多重防護の考え方に基づき判断しました。この多重防護の考え方は、原発の設計思想の根幹をなすものであり、当然のことではありますが、原発訴訟においてもこの多重防護との考え方に基づき判断すべきことを示した本決定の意義は大きいと考えます。

最後に、⑤仮処分命令を発令するにあたっては、担保を求められることが通常ですが、本決定は、「本件事案の性質上、債権者らに担保を求めることは相当でない。」と判示し、本件のような人格権に基づく妨害予防請求権を被保全権利とする仮処分においては、担保は不要であることを明らかにしました。

4 脱原発が実現する日は近い

本決定の翌日である2015年4月15日をもって、日本の原発が1基も動いていない期間が1年7か月となりました（大飯原発4号機が2013年9月15日に定期検査により運転を停止して以降、原発は再稼働されていません。）。

本決定によって、高浜原発3、4号機を再稼働することはできなくなりました。

川内原発1、2号機の再稼働が進められようとしています。これを止めることができれば、丸2年、2度の夏を原発なしで過ごすことになります。これで誰しも原発はいらないことを認めざるを得なくなるのではないのでしょうか。

脱原発が実現する日は近いと思います。輝かしい大飯訴訟判決と本決定を維持することはもちろんのこと、川内原発の再稼働を止めるため、皆でもうひと頑張りしましょう。

以上

◆各県知事コメント一覧◆

★「安全性に重きを置いた決定。原子力行政への重大な問題提起だ。基準と審査、エネルギー政策のあり方を検討すべきだ」「万が一の事態に備えた対策の必要性を県として主張してきたが、司法の側でも一定認められ、対策を訴求したと受け止める」（滋賀県三日月大造知事）

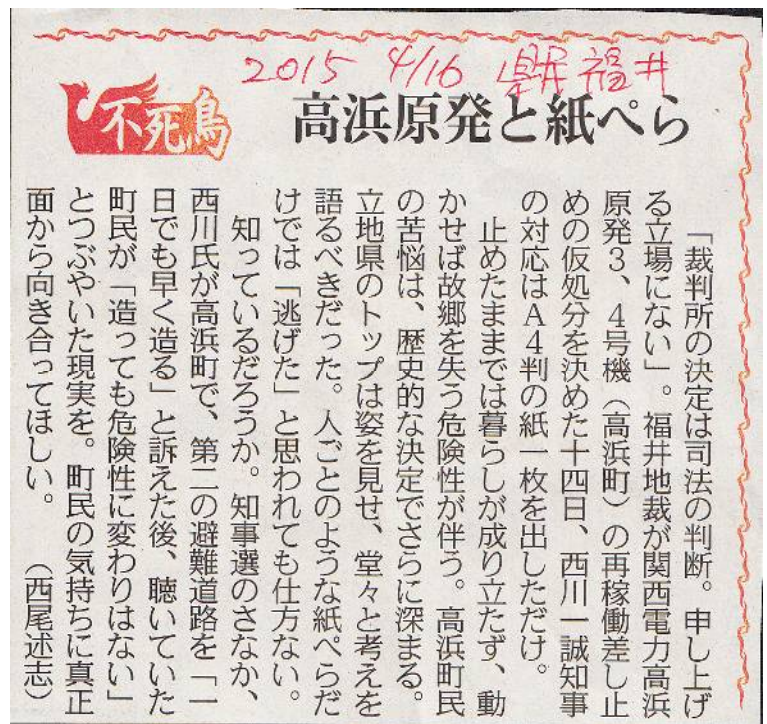
★「仮処分決定の詳細は承知していないが、国や事業者は、原発の安全性について国民に対し、丁寧かつ明確な説明を行う必要がある」（京都府山田啓二知事）

★「原発の安全確保には東電福島第一原発事故の検証、総括が不可欠。それなしに策定された規制基準では安全性は確保できない」（新潟県泉田裕彦知事）

★「裁判所の決定は司法の判断であり、申し上げる立場にない」（福井県西川一誠知事）

*2015年4月15日付けの朝日新聞、京都新聞、福井新聞、県民福井を参照。

2015年4月16日付け日刊県民福井



◆関電申し入れ◆

＊2015 年 4 月 17 日付け中日新聞 WEB より

関西電力高浜原発 3、4 号機（高浜町）の再稼働差し止めを命じる仮処分決定が福井地裁で出たことを受け、差し止めを申し立てた住民らが十六日、関電本店（大阪市北区）を訪れ、異議申し立ての断念や原発の放棄を求める申し入れ書を提出した。

申し入れ書は申立人によるものと、弁護士によるものの二通。弁護団の申し入れ書では、決定を「最高裁判決を含む複数の判例や福島原発事故後の社会通念を的確に理解したもの」と評価。「いたずらに住民らを苦しめ、心ある株主の不信を買うことのないよう英断を求める」としている。

二通の申し入れ書は、同社ロビーで担当者に手渡された。申立人の一人は「応接室などでじっくり話を聞いてもらえず、誠意が感じられなかった」と不満を口にしていた。府庁で開かれた申立人側の会見で、松田正事務局長は「地域貢献などの関電の実績は高く評価している。『原子力をやめてもらいたい』という住民の素朴な願いを受け止め、社会貢献を果たす企業としてよみがえってもらいたい」と話していた。

◆規制庁交渉・報告集会◆

（4 月 17 日（金）13：30～17：30、衆議院第二議員会館多目的会議室にて）

規制庁担当者との交渉、その後、記者会見及び報告集会。弁護士から河合弁護士、海渡弁護士、笠原弁護士、中野弁護士、青木弁護士、申立人松田正、福井から原発の止める裁判の会の奥出春行らが参加。国会議員をはじめ、150 名近くの人たちが集まる。

印象に残ったやり取りは、弁護士からの「新規制基準に合格した原発が万が一の事故を起こした場合は規制庁はどう責任をとるのか」という質問に対して担当者が「分からない」と答えたこと。

＊規制庁交渉・報告集会については、下記脱原発弁護団全国連絡会議で視聴可能。

<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/15-04-20/>

◆関電 異議申し立て◆

決定の 14 日から 3 日後の 4 月 17 日、関西電力は高浜 3、4 号機の再稼働差し止めを命じた福地地裁の仮処分決定について、決定取消を求める異議を申し立て、同時に異議の審理の間、一時的に決定の停止を求める執行停止の申し立ても行いました。

決定を出した樋口英明裁判長は既に 4 月 1 日付けで名古屋家裁に異動していることから、福井地裁での異議の審理は別の裁判官が担当するとみられます。

◆田中委員長誤認発言について◆

原子力規制委員会の田中委員長が、4 月 15 日定例記者会見の中で、今回の仮処分決定には事実誤認がいくつかある、と指摘しています。でも具体的に指摘した箇所は 2 ヶ所しか見あたりません。以下がそれです。

①基準地震動の決め方が、地震の平均像に基づいているとした部分

②使用済み核燃料プールの冷却設備が耐震重要度分類で S クラスであるとした部分

この 2 ヶ所です。このうち、②について少し検討してみます。田中委員長は以下のように発言しています。

○田中委員長：私も細かいことを全部調べているわけではありませんが、耐震重要度分類で給水設備は B だと書いてありますけれども、これは S クラスです。

○田中委員長：（略）プールの水がなくなるとするのは非常に重要なことですから、そうならないようにということで、プール自体も、プールに給水する

ところも、あるいはプールの水を監視する水位計等も、みんな耐震上は S クラスにしています。

このように田中委員長は、使用済み核燃料プールの「給水設備」の耐震重要度分類は本当は S なのに、決定ではそれを B だと誤認していると主張しているわけです。そこで、「決定要旨」と「決定」において、関係すると思われる部分を見てみます。

◆「決定」

(1) 「債務者は、電源を喪失しても使用済み核燃料プールに危険性が発生する前に確実に給水ができると主張し、また使用済み核燃料プールの冷却設備は耐震クラスとしては B クラスであるが・・・」

(2) 「④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性を S クラスにするという各方策がとられることによってしか解消できない。」

◆「決定要旨」

(1) 「また、使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性も B クラスである。」

(2) 「④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性を S クラスにするという各方策がとられることによってしか解消できない。」

下線部分は「決定」内の表現及び「決定要旨」と「決定」間の表現において齟齬を生じているようにも思われますが、「決定」の (1) で「使用済み核燃料プールの冷却設備は」と表現していることから、

(2) の「使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性」とは「冷却設備の耐震性」のことであり、決定がそうであるのだから、当然に「決定要旨」においても (1) 及び (2) の「使用済み核燃料プールの給水設備」は「使用済み核燃料プールの冷却設備」を指すものと考えられます。

また、核燃料プールを冷却するための水源は燃料取替用水タンクですが、この燃料取替用水タンクの用途は 3 つあります。燃料交換時に原子炉キャビティの水張り用水源、原子炉冷却材喪失 (LOCA) 時に炉心に注入するための水源、そして使用済核燃料プールを冷却するための水源です。この燃料取替用水

タンクは確かに耐震性 S クラスとされていますが、使用済核燃料プールの冷却系は B クラスに分類されています。

また、「決定」「決定要旨」ではいずれも「使用済み核燃料プールの」と前置きをしており、その「給水設備」が原子炉キャビティの水張り用のための設備であったり、LOCA の際の際の設備ではないことは明確になっています。ですから「使用済み核燃料プールの給水設備」とは「使用済み核燃料プールの冷却設備」であることは明々白々のことです。プールも S クラスに分類されていますが、少なくとも冷却系は B クラスであり、事実を誤認しているのは田中委員長であるということになります。

何よりも問題は、S クラスの燃料取替用水タンクと使用済み燃料プールが B クラスの冷却設備でつながっているということです。同一の地震動で S クラスは大丈夫だが、B クラスはやられてしまったということが起こり得る。つまり、S クラスの燃料取替用水タンクと使用済み燃料プールは大丈夫だが B クラスの冷却設備がやられてしまえば、使用済み核燃料プールは冷却できなくなってしまう。

おそらくは、「給水設備」と表現してあるものを、S クラスの「燃料取替用水タンク」と読み替えて、「給水設備」は S クラスなのに決定では B クラスと誤認していると主張するという意図的な「すり替え批判」のような気がします。

この田中委員長の「事実誤認発言」を受けて、4 月 16 日の衆議院本会議で安倍総理大臣は、高浜原発 3、4 号機の再稼働を認めない仮処分の決定について、「原子力規制委員会の田中委員長から、判断の前提となるいくつかの点で事実誤認があり、新規制基準や審査内容が十分に理解されていないのではないかという明快な見解が示されている」と指摘し、そのうえで「いかなる事情よりも安全性を最優先することとし、原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発について、その判断を尊重し再

稼働を進めていくのが政府の一貫した方針だ」と述べています。(文責：編集子)

◆川内差止仮処却下の報告◆

(事務局小野寺恭子が鹿児島へ行ってきました。以下、簡単な報告です。)

報告は、あちこちで丁寧になされていますが、私見として簡単にお伝えします。

一番驚いたのは、裁判所の審理・判断の中心が、原子力規制委員会が作成した「安全目標」だったことです。引用しているのは、セシウム 137 の放出量が 100TBq を超えるような事故の頻度を 100 万炉年に 1 回を超えないに照らして、これを認めたことです。

原子力規制委員会でも、この件に関して、専門部会の設置もなく、わずか 5 名のわずか 5 回の委員会において短時間の議論によって決定されている安全目標など、何の根拠もありません。

基準地震動についても「地域特性」というキーワードできちんとした反論もなく九電の主張を取り上げました。

河合弁護士からは立地地元鹿児島だけでなく、被害地元(近隣の県)からも裁判を起こし、次の手を考えているので、これからです!との発言がありました。

よかったことは、川内の申立人の方や、多くの地元の方々、全国の方々に出会い、話をすることができたことです。

出発前日奥出さんが持ってきてくれた 14 日の垂れ幕「司法はやっぱり生きていた!」は出せませんでしたが、川内の申立人の方が「えっ福井から?」私「はい、14 日に続いて良い決定を期待して垂れ幕持参で来ました」と答えると、「わー、それ持って写真を撮りたい。次回はそれを持てるようになりたいな!」と書いて写真を撮りました。

前日の 21 日の鹿児島の夜の居酒屋さんでも「えっ福井から?あの判決すごいね、明日はどうだろね

え・・・」と、特に脱原発というわけでもないマスターが、しっかり 14 日の決定を知って 22 日を注視していました。

河合弁護士もおっしゃっていましたが、今回の決定は 3.11 前の決定と何ら変わらない行政と電力会社寄りの決定でした。

福島が人々の記憶から薄れようとしている今、改めて、裁判も運動も粘り強く続けたいと思いました。

今後の予定

5 月 20 日(水) 午後 3 時から

◆午後 3 時からは大飯原発 3、4 号機の第 3 回審尋、さらに 3 時半から高浜仮処分決定の異議審が行われる予定。仮処分なので一般傍聴はできませんが、多くの皆様のご参集をお願いいたします。

以下新聞スクラップ

当日福井新聞より号外





高浜原発3、4号機再稼働差し止め仮処分の決定通知を前に、横断幕を掲げ行進する住民側＝14日、福井地裁前

司法の流れどくへ

焦点は異議審、川内

差し止め波紋再び

高浜原発仮処分決定

2015 4/16

「住民の人格権を守るといふ司法の本懐を果たした輝かしい日である」。関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働差し止めを命じた仮処分決定で、住民側は声明を出し「完全勝利」と沸いた。司法が現実には再稼働を止めた歴史的な一歩として、日本の脱原発を前進させる力を込めた。東京電力福島第1原発事故以前の原発訴訟は、専門性に

「住民の人格権を守るといふ司法の本懐を果たした輝かしい日である」。関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働差し止めを命じた仮処分決定で、住民側は声明を出し「完全勝利」と沸いた。司法が現実には再稼働を止めた歴史的な一歩として、日本の脱原発を前進させる力を込めた。東京電力福島第1原発事故以前の原発訴訟は、専門性に

▽①

「住民の人格権を守るといふ司法の本懐を果たした輝かしい日である」。関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働差し止めを命じた仮処分決定で、住民側は声明を出し「完全勝利」と沸いた。司法が現実には再稼働を止めた歴史的な一歩として、日本の脱原発を前進させる力を込めた。東京電力福島第1原発事故以前の原発訴訟は、専門性に

高浜2基は原子力規制委員会による原発の安全審査の指針である新規制基準に事実上合格していた。高浜決定は新規制基準を「緩やかにすぎ、合理性に欠く」と断じ、規制委の審査そのものを根底から否定した。

元裁判官で最高裁調査官も務めた瀬木比呂志・明治法科大学院教授（民事訴訟法）は、新規制基準を批判した点を「思い切った判断」（ほかの原発訴訟に）一定の影響はあるだろう」とみる。

一方で高浜決定が司法の流れをつくるかは早計に判断できないとし、「関電が異議を申し立てれば、異議審は違う裁判官が担当する。その判断が鍵となる」と指摘。各訴訟は個々の裁判官が判断するため、すぐに全体的な流れにはならないとの見方だ。

大飯判決後に出た高浜、大飯4基の再稼働差し止めを求めた仮処分で、大津地裁は再稼働は差し迫っていないとの理由で却下、原発の安全性に

高浜2基は原子力規制委員会による原発の安全審査の指針である新規制基準に事実上合格していた。高浜決定は新規制基準を「緩やかにすぎ、合理性に欠く」と断じ、規制委の審査そのものを根底から否定した。

について判断は避けた。

福島事故以前に住民側が勝訴した判決は2例。その一つである北陸電力志賀原発2号機の運転差し止めを命じた判決（2006年）を出した元金沢地裁裁判長で、住民側弁護団の井戸謙一弁護士（61）は「全国の裁判官が福井地裁の判断に注目していたはず」と話す。

これまで住民側が敗訴した訴訟の歴史に対し「司法が厳しくチェックしていれば、福島事故が起きることはなかった」とした上で「同じような思いを持つ裁判官もいる。この流れが広がっていくことを期待したい」とする。

22日には鹿児島地裁が九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の再稼働差し止め仮処分の判断を出す。井戸弁護士は「川内原発でも差し止め決定が出れば（脱原発の流れは）確定的になる」と見通す。

関電側は近く異議を申し立てる方針。異議審や、鹿児島地裁の仮処分決定での判断が今後の流れを占う試金石になる。

（芹辰則）

原発の住民訴訟で敗訴が続く相馬市に支援物資を届けた。いた歴史、判決が出るまでか障害者らが避難できず苦しむかる長い月日、損害賠償の負担リスク…。それでも「自分の状況を目の当たりにし「福島たちにも（東京電力福島第1原発）事故を招いた責任がある」「自分たち、子どもたちの命を守るため」と、住民たちはさまざまに思いで訴訟に参加する。

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働差し止

た」という森永明子さん(43) 鹿兒島県薩摩川内市は2

差し止め波紋再び

高浜原発仮処分決定

2015
4/17
仮処分決定

▽中

めを申し立てた仮処分。福井000年、結婚を機に夫の実地裁が再稼働を認めなかった家がある同市に引越した。決定は各地の原発事故の原告そんな中、福島事故が起きた。団にとって、運動を後押しする希望となった。

決定が出た14日。「福島の皆さん、このニュースが伝わりますでしょうか。喜び合いまししょう」。勝利に沸く群衆の中で、高浜仮処分の申立人事務局長の松田正さん(65) 人代表を務める。

松田さんは福島事故後、南を請求する可能性もあり、約20

事故「自分にも責任」

闘う住民 議論拡大願う



高浜原発3、4号機の再稼働差し止めを認めた仮処分決定後、支持者らと前に会見する申立人ら＝14日、福井市の県国際交流会館

り消しを求め住民らが初めて提訴。以来、住民が勝訴したのは高速増殖炉もんじゅ（敦賀市）の設置許可を無効とした2003年1月の名古屋高裁金沢支部判決など3件にとどまり、確定した例は一度もない。

名古屋高裁金沢支部で係争中の大飯原発3、4号機（おおい町）の再稼働差し止め訴訟の原告団長、中島哲彦さん(73) 小浜市も高浜仮処分での「勝利」を、勝訴につなげたいと期待する。

しかし訴訟は脱原発の機運を高めるきっかけの一つの手段にすぎないと強調する。関電の経営難には理解を示した上で「脱原発に向かう姿勢を鮮明にし、必要な負担をしっかりと説明すれば、国民の理解は得られるはず」と関電に注文する。

人の申立人のうち半数近くが申し立てを取り下げた。小4と中2の子どもを持つ森永さちんも一時考えたが「子どもたちの命を守るため。誰かが残らなければ何も変わらない」

原発訴訟をめぐるのは、1

福島事故で、原発の「安全神話」は崩れ、国民の不安は1973年に四国電力伊方原発1号機（愛媛県）の設置許可取が必要」と訴えた。（芹沢則一）

「再稼働の手続きがもう一
息のところまで来てたのに
。町に明るさが消え、今後
どつたるのか不安」。関西電
力高浜原発の地元高浜町に住
むバス運転手の男性(71)は、
3、4号機の再稼働差し止め
仮処分決定にショックを隠せ
ない。(一面に関連記事)

原子力規制委員会が「世界
で最も厳しいレベル」とした
新規制基準に事実上合格した
の基準まで示した。

差し止め波紋再び

高浜原発仮処分決定

福井新聞

▽下

2015 4/18

にもかかわらず、福井地裁の
決定はその新基準を「緩やか
にすぎ、合理性を欠く」と完
全に否定。政府は「再稼働を
進める」方針なのに、裁判所
は「ノー」を突きつけた。

「一般人にはもう訳が分か
らない。難しいことになって
いる」。原発の安全を守る規
制委や政府の判断と、市民を
守る「最後の砦」といわれ
る裁判所の判断が真っ二つに
割れ、地元は困惑するばかり
いない。国学院大の川合敏樹

真逆の判断、地元困惑

安全責任 不明確さ背景

准教授(行政法)は「行政の
審査をパスしたからといって
原発が安全に運転できるとは
限らないが、裁判所がここま
で踏み込んで科学的な審査を
できるのかは疑問」と指摘す
る。

福井地裁の決定は原発の安
全対策に「ゼロリスク」を要
求。さらに、規制委の田中俊
き間「がある」と批判する。

政府は規制委に判断を任せき
りで、最終的に誰が原発の安
全に責任を持つのが一向に
見えず、福井地裁の決定は国
民の不安を「代弁」したとの
見方もある。

田中委員長は、西川
知事も「規制委が全責任を取
っていかないような表現。『す
るのかを国民に向けてきちん
と説明していないから、こう
いう司法判断が出た後に『国
はちゃんとやっている』と言
っても、なかなか理解してく
れない」と指摘する。

国策として原発を活用し再
稼働を進めていくのなら「分
裂しているように見える政府
や規制委、立地自治体、事業
者が原発の安全に向け同じ考
え方を共有して取り組み、国
民に『しっかりしているな』
と安心してもらうことが必
要」と強調。「行政側が国民
の生命や財産、環境を守るた
めに努力すれば、司法が頭越
しに否定することはなくな
る」と訴えた。

原発の新規制基準について「世界で最も厳しいレベル」と強調
する原子力規制委員会の田中委員長(左)と、新基準を緩やか
にすぎと批判した福井地裁の決定。真逆の判断に立地地域の
住民は困惑している



(青木伸方)

高浜差し止め

関電が異議申し立て

仮処分決定「事実誤認」

関西電力は17日、高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働差し止めを命じた福井地裁の仮処分決定について「明らかな事実誤認がある」として、決定を取り消しを求める異議を同地裁に申し立てた。異議の審理の間、一時的に決定の停止を求める執行停止も合わせて申し立てた。（24面に関連記事）

福井地裁は14日の決定で、関電の安全対策に不備があり、新規制基準は「合理性を欠く」と認定。再稼働を認めない判断を示した。仮処分の決定は即効性があるため、2基は再稼働できない状態となっている。

申し立てで関電は、4点の「事実誤認」を指摘。地震による全交流電源喪失時でも安全対策を講じており、重大事故には陥らないと主張。使用済み核燃料プールの冷却設備などの耐震性が脆弱とされた点は「基準地震動（耐震設計の目安となる揺れ）に対する安全性がある」と反論した。事故の際の拠点となる免震重要棟を設置していないと指摘されたことに対しては、同等の機能を持った「緊急時対策所」があると強調した。

関電は「科学的、専門的知見」とみられる。（斧辰則）

異議申し立て

関電に断念要求

2015/4/17

仮処分決定で市民団体

関西電力高浜原発3、4号

機の再稼働を認めないとした

福井地裁の仮処分決定を受け、

市民団体は16日、異議申し

立てを断念して決定を受け入

れるよう関電本店（大阪市北区）に申し入れた。

「とめよう原発再稼働」などと書かれた横断幕を掲げアピール。「関電は原発から撤退せよ」と訴えた。

その後市民団体は大阪府庁で会見を開き、メンバーらは「仮処分決定は原子力規制委員会への不安や不満を明らかにしてくれた」と述べた。「原子力は誰かを不幸にするもので絶対に許してはいけない」との声も。



高浜原発3、4号機は原子力規制委員会の新規制基準による審査に合格し、関電は今年11月の再開を想定している。

▼編集後記：決定の当日、集会資料の印刷や会場設営、参集者の受付、誘導等に裏方として立ち働いてくださった多くの皆様に感謝申し上げます。人を分断する原発に対して私たちは、手をつないで抗っていくしかないでしょう。これからも多くの皆様の支援をお願いします。（編集子）

高浜検査まで続行

基準見直し「必要ない」

規制委

原子力規制委員会の田中俊一委員長は十五日の定例記者会見で、関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働を認めなかった福井地裁の仮処分決定が「緩やかすぎる」と指摘した原発の規制基準について「東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ（対策を）厳しく要求している。見直す必要性は感じていない」との認識を示した。

田中氏は規制基準について「世界で最も厳しいレベルだと国際的にも認知されている」と強調。決定書には「重要なところの事実誤認がいくつかある」と指摘した。

審査がないほか、国民からの意見聴取で寄せられた意見の大部分が取り入れられず重大な問題があるとしている。

今後の高浜原発の審査については「地裁の決定はわれわれの行政手続きを妨げるものではない」として、再稼働の前段階の検査までは進める考えを示した。

規制委は十五日の定例会合で、行政不服審査法に基づき高浜3、4号機の審査合格取り消しを求めた三件の異議申し立ての審理を非公開で行つことを決めた。結論が出た後に議事要旨や資料を公開するとしている。申し立てが誰かは明らかにしていない。

申し立てによると、原発の規制基準は汚染水対策や使用済み核燃料プールの事故対策、住民の避難計画の